

## 4月の税務カレンダー

所得税振替納税	23日
個人消費税振替納税	30日



## 令和8年度 税制改正大綱 その4

今回は所得税に関する税制改正について追加でお知らせいたします。

### ①青色申告特別控除の見直し

電子申告や電子帳簿保存の活用を促進するため、青色申告特別控除について見直しが行われました。  
令和9年分以後の所得税について適用。

改正前	
条件	控除額
複式簿記+①電子申告	65万円
複式簿記+②優良な電子帳簿	65万円
複式簿記+③請求書データ等と自動連携	65万円
複式簿記(書面申告)	55万円
簡易簿記	10万円

改正後	
条件	控除額
複式簿記+①電子申告	65万円
複式簿記+①電子申告+②優良な電子帳簿	75万円
複式簿記+①電子申告+③請求書データ等と自動連携	75万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記	10万円
(ただし、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるものは10万円控除を適用できません)	

- ①電子申告とは、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。
- ②優良な電子帳簿とは、仕訳帳及び総勘定元帳について一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていること。
- ③請求書データ等と自動連携とは、特定電子計算機処理システムを使用し、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を一定の要件に従って保存を行っていること。

### ②防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

#### 1. 防衛特別所得税(仮称)の創設

防衛特別所得税(仮称)は、所得税額に対し1%の税率を乗じた金額とする。  
課税期間は令和9年分以後の当分の間とする。

#### 2. 復興特別所得税の改正

復興特別所得税の税率を1.1%(現行2.1%)に引き下げる ※令和9年分以後  
課税期間は令和29年分までの間とする。(現行:令和19年まで)

### <食事の非課税限度額引き上げ・4月より「7,500円」に!>

会社が役員や従業員に支給する食事について、非課税限度額が従来の「3,500円」から「7,500円」に引き上げられる予定です。この改正は、昭和59年以来の改正となります。

例えば、800円の弁当を20日従業員に支給し、従業員が400円を負担した場合は、 $(800-400) \times 20 = 8,000$ 円(税込み)、消費税額は $8,000 \times 8/108 = 592$ 、会社負担額は $8,000 - 592 = 7,408$ 円となり、非課税限度額7,500円の範囲内です。福利厚生制度の一環として導入を検討されてください。